

平成20年7月15日

告示第87号

改正 平成20年12月25日告示第117号

○苓北町住宅建設補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の分譲宅地に住宅を新築する者に対して、苓北町住宅建設補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって町内産業の振興及び人口の定住化に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 町長は、第1条の目的に適合したもので、次の各号に該当する者に補助金を交付する。

(1) 苓北町が分譲する宅地に住宅を新築し、その住宅に住所を有することとなる者又は苓北町が分譲する宅地に賃貸住宅を新築し、その賃貸住宅に住所を有する事になる者を入居させる者

(2) 町税等の滞納がない者

(交付の制限)

第3条 この要綱の規定により、すでに補助金の交付を受けた者には、前条の規定にかかわらず、この要綱に定める補助金を交付しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住所要件等並びに住宅建設要件により算定し、次の各号の合計額とする。

1 町外よりの転入者には 20万円

2 町内外問わず4人以上の家族は 10万円

3 住宅の新築時期が1年以内は 10万円、2年以内は5万円

4 住宅建設要件に係る場合は、20万円を基準額とする。但し、2戸以上の賃貸住宅については20万円を戸数に乗じた額を限度とする。

(1) 町内に住所を有する法人・個人の業者に発注し新築する者 基準額

(2) 工事の一部を地元企業に発注した者 基準額に1/2を乗じた額

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅の建設を開始する前に、必要な書類を添えて申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の補助金の申請を受けた場合は、内容を審査し速やかに決定するものとする。

(完了報告)

第7条 前条による補助金の交付を受けた者は、屋根工事完了後速やかに報告書を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条による報告書により必要事項確認のうえ、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付を取り消し、その者から当該交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 この要綱による補助金交付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行すし、平成20年10月1日から適用する。